

姫路獨協大学在り方審議会条例

令和 3 年 6 月 2 9 日

姫路市条例第 3 0 号

(設置)

第 1 条 市長の附属機関として、姫路獨協大学在り方審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、姫路獨協大学の在り方について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席した委員の過半数で

議決したときは、公開しないことができる。

(意見聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策局において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、第2条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。